

ホームページ作成・公開のガイドライン

筑西市立古里小学校

(趣旨)

第1条 このガイドラインでは、古里小学校における教育活動を広く公開し、開かれた学校づくりを推進するための学校ホームページやブログ・SNS（以下ホームページ）等を利用した情報発信にかかる基本的な規約を定める。

(ホームページ公開の目的)

第2条 ホームページ公開の目的を以下のように定める。

- (1) 学校運営の状況及び日々の教育活動を積極的に公開し、学校・保護者・地域がともに学ぶ特色のある教育活動の充実を図る。
- (2) ホームページで公開したデータはできる限りアーカイブし、これからの教育活動に活かす。
- (3) 情報教育の成果を活かす場として、児童の主体的な参加を促し、情報活用能力の向上を図る。
- (4) 教職員の教育活動、情報活用能力の向上に資する。
- (5) 児童と保護者の、家庭におけるコミュニケーションの一助となるようなホームページを目指す。
- (6) ホームページを活用した素早い情報の提供や、学校と地域社会との双方向のコミュニケーションを促進させる。

(掲載内容及び禁止事項)

第3条 ホームページの記載内容は、第2条の目的に沿ったものとする。

2 ホームページの健全な管理運営を行うため、次の内容は掲載禁止とする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 虚偽を含む情報
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 個人や団体を誹謗中傷するもの
- (5) ネットワークの正常な運営を妨害するもの
- (6) 学校の運営に支障をきたすもの
- (7) その他、法令及び規則等に違反するもの

(責任者・制作者)

第4条 ホームページの管理責任者は、学校長とする。

2 管理責任者は、ホームページが定期的に更新されるよう、人配等必要な措置をとる。

3 ホームページの制作は、本校に在籍する教職員または児童とし、児童が制作するページについては、教職員が指導する。

(情報の保護)

第5条 児童・保護者の個人情報とは、掲載しない。ここでいう個人情報とは、氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、学習成績、健康状況、家庭状況等、組み合わせられることで個人が特定される情報をいう。

2 児童の写真並びに動画及び授業における作品の掲載については、入学時・転入学時に「写真・動画掲載確認票」で速やかに保護者の同意を得るものとする。

3 「写真・動画掲載確認票」で同意を得た場合でも、その後に不同意の申し出があればそれに準ずる。

4 第2項は個人が特定されないよう留意して運用する。

(1) 氏名に関わるものは撮影しないか、画像処理を施して削除する。

(2) 校外の人物の写真掲載についてはその都度同意を得るものとする。

5 ホームページに掲載するコンテンツは、必要に応じて複数の教職員によるチェックを行う。

(内容の訂正並びに削除)

第6条 ホームページの掲載内容について、関係者等から訂正や削除の要請があった場合は速や

かに適切な対応を行う。

(著作権)

第7条 ホームページにおける文章，写真等の著作権は，制作者である学校職員並びに古里小学校が有する。本ホームページに関して，全ての画像・動画・記事等の無断使用，無断転載を禁止する。なお，教育目的等で引用する場合は，事前に保護者および管理責任者である学校長に許可を得るものとする。

(本ガイドラインの取り扱い)

第8条 本ガイドラインの改正については学校運営協議会で検討・協議し，学校長が承認したものについて改正を行う。

付則

このガイドラインは，令和2年4月1日から施行する。